

## 北海道多重債務者対策協議会設置要綱

## (設置)

第1条 多重債務問題を総合的に解決するため、国が決定した「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、関係機関等との緊密な連携のもと、円滑かつ効果的な多重債務者対策を協議することを目的として、北海道多重債務者対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 多重債務者対策に関すること。
- (2) 関係機関等との情報交換と連絡調整に関すること。
- (3) その他、多重債務者対策に必要と認められる事項

## (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係機関等を追加することができる。
- 3 協議会には、必要に応じ、第1項に規定する構成員以外の関係機関等の出席を求めることができる。

## (会長)

第4条 会長は、北海道環境生活部長とする。

- 2 会長は、必要に応じ協議会を招集し、これを主宰する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

## (議事進行)

第5条 協議会の議事進行は消費者安全課長(以下「課長」という。)が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、課長は連絡会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課において処理する。

## (見直し期限)

第7条 本協議会は、令和4年10月19日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議のうえ決定する。

## 附則

- 1 この要綱は、平成19年10月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年10月16日から施行する。
- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成28年10月12日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年10月4日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年10月19日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和2年10月19日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年11月10日から施行する。
- 11 この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

別表

道	北海道総務部財政局税務課 北海道総務部教育・法人局学事課 北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 北海道建設部住宅局住宅課 北海道立消費生活センター※
教育	北海道教育庁学校教育局高校教育課 北海道教育庁学校教育局健康・体育課
警察	北海道警察本部生活安全部生活経済課 北海道警察本部総務部警察相談課
国	財務省北海道財務局
市町村	北海道市長会 北海道町村会
関係団体	日本司法支援センター札幌地方事務所 北海道弁護士会連合会 北海道ブロック司法書士協議会 北海道労働者福祉協議会 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会北海道連絡会 北海道社会福祉協議会 (一社)北海道消費者協会(北海道立消費生活センターの指定管理者) 日本貸金業協会北海道支部

※ 北海道立消費生活センターについては、指定管理者制度を導入しているため、指定管理者である(一社)北海道消費者協会を関係団体として構成員とする。